

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

謹賀新年

平成22年元旦

法定調書

◆その提出範囲と注意点◆

〈提出期限〉
平成22年
2月1日(月)

税法により提出を義務づけられている法定調書には多くの種類があります。ここでは平成22年2月1日と提出期限が迫った法定調書で、一般の源泉徴収義務者として当面必要なものについて提出範囲に焦点をあてて説明することとし、提出にあたっての注意事項にもふれてみました。

(1) 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

給与所得の源泉徴収票は、受給者各人ごとに作成して受給者に交付しなければなりません。税務署提出用については給与等の金額限度による提出不要の制度があります。給与支払報告書は、給与所得の源泉徴収票と異なり、すべての受給者のものを作成して関係市区町村へ提出しなければなりません。

(2) 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

退職所得の源泉徴収票と特別徴収

票は、平成21年中に支払いが確定した退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与等について、受給者各人ごとに作成して受給者に交付しなければなりません。そのうち税務署及び市区町村へ提出しなければならぬのは、会社その他の法人の役員に支払ったものだけです。

(3) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

この支払調書は、平成21年中に所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬・料金を支払った者が作成して提出しなければならぬことになっております。その際に注意を要するのは、源泉徴収の対象とならないもの、源泉徴収を要しない報酬・料金等についてもこの支払調書の提出が必要とされていることで

す。

(4) 不動産の使用料等の支払調書

この支払調書は、同一人に対する平成21年中の不動産の使用料等の支払合計額が15万円を超えるものについて、その支払調書を提出することになっております。また、法人に対して支払うものについては、「地上権、不動産等の賃借権その他土地の上に存する権利の設定に伴う対価（権利金、更新料等）」以外のものは、この支払調書を提出する必要はありません。

(5) 不動産等の譲受けの対価の支払調書

この支払調書は、同一人に対する平成21年中の不動産等の譲受けの対価の合計額が100万円を超えるものについて、提出することになっております。なお、この支払調書の提出の対象となる「不動産等の譲受け」には、売買のほか、競売、公売、交換等による不動産の取得も含まれますので注意して下さい。

(6) 不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書

この支払調書は、同一人に対する平成21年中の不動産等の売買または貸付けのあつせん手数料の支払金額の

合計額が15万円を超えるものについて、提出することになっております。

(7) 法定調書合計表

法定調書を税務署へ提出する場合にはそれぞれの法定調書の合計表を添えて提出することになっております。これまで挙げた6種類の法定調書は、一般の提出義務者に比較的關係が深いので、1枚の用紙に合併されて「給与所得の源泉徴収票」「退職所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」「不動産等の譲受けの対価の支払調書」「不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書」の合計表となっています。ですから、これらの法定調書を取りまとめた上、同時に提出されることが必要です。

〈提出に当たっての注意事項〉

■それぞれの法定調書の合計表は、各種税務統計の資料となるものですから、間違いのないよう、正確な記載をされることががぞまれます。

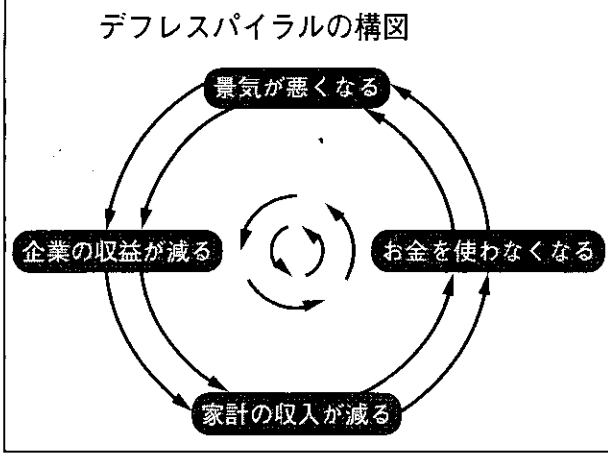
■各法定調書には提出省略限度が設けられており、それに該当するものは提出する必要がありませんが、合計表だけは所要事項を記載して提出しなければなりません。

デフレ回避が重要課題に 政府・日銀の政策に注目

今年の日本経済にとつての最重要課題として物価が継続的に下落する「デフレ」の回避があげられます。政府は昨年11月に「デフレ宣言」を行いました。今後、どこまで実効性のある政策を打ち出すのかは不透明です。物価・賃金の下落と景気悪化の連鎖を起ささないよう、政府・日銀の政策に注目したいものです。

◇デフレとは何でしょうか？◇

デフレとはデフレーション（収縮



と言う意味)の略で、「物価の持続的下落」を意味します。物価とは、いろいろなモノの価格の平均値です。ですから、デフレとは、いろいろなモノの価格が全体として平均的に下がっていくことを意味します。デフレになって、いろいろなモノの価格が下落するわけですから、消費者にとっては、モノが安く買えるので良いはずですが、にもかかわらず、「デフレで大変だ」と新聞やテレビで大きく取り上げられているのはなぜでしょうか。それには、まず「デフレの原因には2種類あり、良いデフレと悪いデフレがある」ことを知る必要があります。モノの価格は需要と供給によって決まりますが、いろいろなモノの価

格が下がりデフレとなる原因のひとつに不景気（不況）があります。不景気になれば、人々の所得が減りますから需要量も減少します。すると、市場ではモノが売れ残りますから、価格がどんどん下がっていきます。このようにして、デフレになっていったのが現在の日本です。不景気で人々がモノを買わなくなったことが原因で物価が下がるので、経済は大変厳しい状態なのです。

◇デフレがデフレを呼ぶ◇

しかも、このようなデフレの場合には、「デフレ・スパイラル」という最悪の状況に陥る恐れもあるので、「スパイラル」とは「らせん」を意味し、「ぐるぐる循環すること」を指します。ですから、「デフレ・スパイラル」とは「デフレがさらなるデフレを呼び込んでしまう悪循環」という意味になります。

「デフレ・スパイラル」とは、以下のような悪循環をいいます。

不景気で需要が落ち込む↓物価が下落（デフレ）↓企業は価格を下げざるを得ないので収入が減る（減収）↓利益も減る（減益）↓「減収減益」という最悪の状況に陥る↓企業はリストラを行わざるを得なくなり、工

場閉鎖・人員削減↓さらに不景気になり需要が一段と落ち込む↓物価がさらに下落する。

デフレスパイラルとは、このようにデフレがデフレを呼び、不景気が一層深刻になってしまうことです。

これが、いわゆる「悪いデフレ」です。

これに対し、「良いデフレ」もあります。それは、需要と供給のうち供給側（売る側）の努力で物価が下がることです。企業の努力でコスト（生産費）が低くなり、供給側（売る側）が安く売れるようになり物価が下落することです。

この場合には、不景気で需要が減少したわけではありませんから、物価の下落により人々はより多くのものを買うようになり、需要は増加し経済は活発になり、景気は良くなっています。

企業のコスト削減による「良い価格低下」が全体の物価を低下させている面もあります。しかし、日本の物価下落は主に不景気による需要の減少によるもので、全体としては、現在の日本のデフレは「悪いデフレ」だということになります。こうしたデフレの悪循環を断ち切るため、政府・日銀による一刻も早い経済・金融政策が望まれます。



交際費と交通費(タクシー代)

業務遂行に関連して、タクシーを利用する機会は様々です。形態的にみると交通費となるタクシー代でも、税務上はその使用目的によって異なる取り扱いをすることとなりますので注意が必要です。

交際費の範囲

税務上、交際費は、勘定科目の名称にかかわらず、接待、供応、慰安等のための支出かどうかという実質内容によって判断することになります。接待の際に利用したタクシー代であれば、それは交際費ということになります。

料亭等での接待時の利用

取引先を接待するために、料亭などへ案内する場合や、接待を終えた後で取引先を自宅まで送り届ける際に利用したタクシー代は、いずれも接待に関連して支払われたものですから交際費となります。また、接待をした社員等がその後

自宅へ帰るのに利用した場合も接待に付随して支払われるものですが、同じく交際費ということになります。

商談客を送迎する際の利用

商談を目的として来社したお客様を最寄の駅まで送迎するのに利用した場合は、たとえその相手が得意先であったとしても、接待にはあたらず営業に必要な費用と見るのが相当地、この場合、旅費交通費として差し支えないと考えられます。

取引先主催の懇親会等に出席する際の利用

他社が主催する懇親会等に従業員または役員が出席するために利用したタクシー代はどのように取り扱われるのでしょうか。

この場合、他社が行う接待を「受けるため」に支出したタクシー代であり、得意先等に対して自社が行う接待のために支出されたものではありませんから、交際費ではなく旅費交通費として取り扱われると解されています。

1月の税務と労務

一 税 務

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
(1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
(2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★支払調書の提出 提出期限…2月1日
- ★源泉徴収票の交付
(1)交付期限…2月1日
(2)交付先…(イ)所轄税務署長 (ロ)受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限…2月1日
- ★個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)
納期限…1月中で市町村の条例で定める日
- ★21年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…1月12日(年2回納付の特別適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月12日までに納付、納期特別届出書提出者は1月20日までに納付)
- ★11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…2月1日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月1日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…2月1日
- ★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…2月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…2月1日
- ★給与支払報告書の提出
(1)提出期限…2月1日
(2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をして
いる者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
(3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町
村長

一 労 務

- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…1月12日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…2月1日

2010年の幕が開けた。経済環境は依然と厳しさを増しているが、不景気に負けず今年も元気に乗り切りたいものだ。▼世界経済に目を向けると、主要国の国内総生産(GDP)はようやくプラスに転換した。要因は各国共通しており、財政刺激策、特に自動車購入の促進策、新興国向けの輸出の増加、そしてこれまで足を引っ張ってきた在庫調整の一巡による成長の押し上げである。▼プラス成長への転換にもかかわらず、先行き

内需拡大を目指す対策を

景気への楽観論がなかなか出てこない。財政効果のあるうちに民需に点火してもらいたいが、取り巻く環境はまだまだ厳しそうだ。▼米国の住宅価格はピークから30%以上も下落した。住宅価格の戻りは鈍く、消費も弱い。欧州でも英国をはじめ各国の体力は弱まっている。▼この影響をまともに受けるのが輸出依存の高い日本だ。世界経済が視界不良の現在、日本政府は内需拡大を目指した経済対策を積極的に打ち出すべきだろう。